

# 事業系ごみは収集しません

会社・商店等、家庭以外から出るごみは集積所に出すことはできません。



みだりに廃棄物を捨てると五年以下の懲役  
又は一千万円以下の罰金が課されます。

A person who dump garbage unlawfully shall be punished with imprisonment or a fine or to both.